

## 外国向為替手形等代金取立取扱規定

1. 手形および付属書類等の取立依頼先および運送方法は、当金庫において選定いたします。  
取立または運送中の紛失等の事故については、当庫は一切責任を負いません。
2. 取立依頼先等取立銀行の過失、営業停止、破産もしくは支払停止、または為替管理に関する法令の規定その他不可抗力による送金遅延または送金不能による損害が生ずることがありましても、当金庫は一切責任を負いません。
3. 書面によるご依頼のある場合の他は、拒絶証書の作成その他法定の権利保全手続きはいたしません。なお上記のご依頼がありましても、支払地の事情その他の事由によりお取扱できない場合もあります。
4. 手形もしくは付属書類等の瑕疵により損害が生ずることがありましても、当金庫は一切責任を負いません。
5. 取立についての当金庫所定の手数料、コルレス先の手数料及び要した費用は貴殿にご負担いただきます。  
なお、貴殿のご依頼に基づくと否とにかかわらず、取立の経過照会を行った場合には、その照会のために要した手数料および費用についても同様とします。
6. 取立依頼先から入金済の報告のあったときは、当金庫所定の方法により貴殿預金勘定にお振替いたします。  
なお、取立代金をお支払した後に、何らかの理由により取立銀行から同取立代金の払戻しを請求され、当金庫が払戻しを行った場合には、手形等の額面金額を当金庫に償還する債務をご負担いただき、手形等の返還を待たずに直ちに同金額および利息をお支払いいただきます。なお、適用する為替相場は、お支払いただくときの当金庫直物電信売相場とします。
7. 手形付属書類交付条件は依頼書にご明記下さい。手形又は依頼書面に“Documents against Acceptance”との表示のあるものにかぎり、手形引受に対して付属書類を引渡します。“Documents against Acceptance”との表示のないものは、すべて手形支払に対して付属書類を引渡すものとして取扱います。
8. 荷為替手形について、付属荷物の保管、積換、売却等の手続きは、特約した場合の他は一切致しません。
9. 預り証は取立代金を貴殿の預金勘定へ入金後は無効となります。  
手形等の不渡りもしくは取消等のためご返却の場合は預り証引換にお渡しいたします。
10. 預り証を紛失されましたときは、直ちにその旨お届け下さい。再発行を希望される場合は、当金庫の認める保証人連署の上ご請求願います。
11. 本取立の委託に基づく貴殿の権利は、譲渡もしくは質入れすることはできません。
12. 以上の規定の他、国際商業会議所制定の取立統一規則（1995年規則またはその後改訂があれば改訂規則）に従って取扱うものとします。
13. ①この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。  
②前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

（令和2年4月現在）